

花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）  
素案に対する意見への対応一覧

県議会常任委員会（令和5年10月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	全般	当該計画の推進にあたっては、県内各市町との協力・連携が非常に重要であることから、当該計画に基づく県内各市町の取組に対しては、県としての支援の方策について、よく検討しながら進めていただきますようお願いします。	市町においても花とみどりの活用推進を図られるよう、この基本計画の取組を参考にできるよう共有するとともに、花とみどりを活用した各種イベント等を市町と協働で開催できるよう取り組んでまいります。そのため、第5章の県の役割へ、「市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、その活動を支援すること。」を追記し、各主体の連携・協働イメージの図へも県から市への支援の矢印を追加しました。	P72,74 反映

条例策定調査特別委員会委員（令和5年10月説明実施） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	全般	本計画による目に見える成果が必要と考えます。例えば、市町と企業と連携し、駅前を取組を進めたり、街路樹のモデル事例の設定など。 また、道路沿いに自宅や会社がある方が、街路樹の落ち葉の清掃や、除草などを自分たちで行うという意識を持ってもらえるよう啓発してほしい。	まちの中心となる駅前についても、花とみどりの活用が進むよう、まちづくりに関する相談の機会を捉えて、駅前広場等を管理する市町へ緑化するよう助言を行います。 また、県職員が自ら率先して、庁舎周辺の美化ボランティア活動を行っています。 このような活動や協働による道路空間づくりを通じて、道路沿いに自宅や会社がある方を含めた県民の自主的な維持管理につながるよう花とみどりの大切さ、効果について啓発を行います。	P30-31 反映

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	全般	<p>県景観計画、県広域緑地計画及び市町の緑の基本計画などとの関連はないのでしょうか。あれば少し説明があった方がよいのでは。又、他に農林水産部の制度で行っている取組はないのでしょうか。（森林公園、自然公園施設等の取組とか活用だけなのではないか）</p>	<p>条例では、花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現をめざしています。 そのため、本計画では、基本的施策9（県民及び事業者の理解の増進等）の花とみどりを活用するための仕組みづくりとして、三重県景観計画および三重県広域緑地計画に基づく取組を行うこととしています。 また、農林水産部関係の取組として、森林公園、自然公園施設等における取組のほか、花き生産者の育成・支援、県産花きの生産技術の向上、花とみどりの情報の提供やイベント等の開催などを本計画に位置付けています。</p>	参考
2	全般	<p>公共施設（学校、庁舎、など公共建築物）に緑化が少ない。公共から理想となる緑化を進めることで県民に大切さ、必要性を示してほしいです。特に学校にはみどりがいっぱい必要だと思います。</p> <p>この基本計画は早急に市町村にも広げて下さい。</p>	<p>本計画では、庁舎や学校も含めた公共施設も対象として、花とみどりの活用を推進していくこととしています。花とみどりの大切さ、重要性の理解につながるよう啓発活動を行います。 取組の推進にあたっては、市町と連携・協働していくとともに、市町においても、その地域の特性に応じ、市町が管理する施設等の緑化・美化を進めるなど、県からも花とみどりの活用の積極的な推進が図られるよう働きかけてまいります。</p>	参考

パブリックコメント①

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
3	第1章 5 花とみどりの 効用	「道路沿道の街路樹や・・・」のところの「道路沿道の」の部分は不要では。道路緑化による効果の欄に「街路樹等の道路沿道のみどりは・・・」とあり、道路敷外の沿道のみどりとしての樹木の意味あいも含めているのでしょうか。場所にもよりますが、道路の景観形成にとって道路法面、沿道のみどりは重要と思います。	本計画では、道路法面も含む道路敷内を対象としていることから、「景観形成につながる効果」および「道路緑化による効果」についての記述を修正しました。	P4 反映
4	第2章 1 近年の社会情 勢	(4) 「グリーンインフラ」に関する取組  第三次国土形成計画（閣議決定）の文面は閣議決定本文と注釈を混合し、アレンジしている為、多様な機能の括弧書きの説明が省かれていて正確性に欠けると思います。又グリーンインフラとはどういうものなのか、具体的なことを示さないと自然環境が有する多様な機能という表現だけでは一般県民には理解できないのでは。	「グリーンインフラ」に関する取組が伝わりやすくなるよう、記述を修正するとともに、「グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例」についての図を追加し、具体的な内容を示しました。	P7-8 反映
5	第2章 1 近年の社会情 勢	最近の異常気象による降雨などに対して、生態系を活かした防災・減災対策（Eco-DRR）の取組も必要ではないのでしょうか。（P27道路空間のグリーン化に関連した項目として）	本計画では、花とみどりの活用の推進を図ることを目的としたグリーンインフラに関する取組を行います。その取組が、防災・減災対策（Eco-DRR）の取組にもつながると認識しています。	参考

パブリックコメント②

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
6	第2章 1 近年の社会情勢	<p>(3) 脱炭素、カーボンニュートラルの推進</p> <p>近年、太陽光発電のため里山伐採が行われている。これはCO2の吸着量が減るだけでなく、パネルの表面温度により直接的に空気が温められ気温上昇に直結する。雨水流出や山間部では法面崩壊なども考えられます。大規模な里山伐採による太陽光発電事業の許可について検討して頂きたい。パネルの製造、設置、メンテナンス、交換、廃棄、すべてでCO2が排出されます。太陽光発電事業者は事業であり環境のためではありません。CO2の吸着は貴重で重要です。脱炭素で検討してください。</p>	<p>条例は、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現をめざしており、樹木の伐採等を規制によりコントロールすることを目的とした内容ではないため、本計画では、花とみどりの活用の推進に向け、県民及び事業者等の理解増進や気運醸成に取り組むこととしています。</p>	参考
7	第2章 2 県内の花とみどりの状況	<p>(1) 県民の意識・活動状況</p> <p>③切り花・園芸用品（園芸植物）の1世帯当たりの年間購入金額</p> <p>若年層の花の購入金額が低いとかなり強調されて書いてある。若年層が花を買わないのがいけないのでしょうか。いろいろな物価が高騰する中で、花を買う余裕はありません。若年層を悪者にするようなことを書かないでほしい。</p>	<p>若年層だけでなく、30代、40代の年間購入金額も低い傾向にあることから、表現を修正しました。本計画では、子どもたちを対象にした花壇づくり等の花育に取り組むとともに、花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や活用事例等に関する情報発信に取り組むことで、若い世代を含む多くの皆さんが、花とみどりにふれあい、花とみどりの効用に対する理解を深めることで、その活用に対する気運の醸成を図ってまいります。</p>	P11 反映

パブリックコメント③

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
8	第2章 2 県内の花とみどりの状況	<p>花とみどりは、2ページにおいて「観賞用の植物」、「街路樹等」と定義されている。</p> <p>9ページ（2）では熊野古道等の景観や、10ページ（3）では森林公園や自然公園について言及されているが、これらの場所にある森林等の緑は、元々自然に生えているもの（植林されたものもあるが観賞目的で植えたものではない。）であり、2ページの花とみどりの説明に該当するものではないと考えられる。</p> <p>基本的施策において、これらの場所についての取組に言及があるが、そもそも施策の対象とするのがおかしい。</p>	<p>条例では、「花とみどり」を「観賞用の植物」と「街路樹等」と定義しており、「街路樹等」は「街路樹その他良好な景観の形成に資する植物」としているため、各地域の景観の特性として掲載しています。</p> <p>また、森林公園や自然公園は、花とみどりを活用した取組を行う場所として重要な場所であると考えています。</p>	参考
9	第2章 2 県内の花とみどりの状況	<p>（4）街路樹の維持管理の現状</p> <p>とにかくブツ切りしない、という所からスタート。街路樹がブツ切りにされている現状について、理由のほとんどは近隣住民、店舗経営者からの苦情が原因であると思います。そのため清掃活動に協力金を交付するなどして自治体から街路樹管理に参加して街路樹への意識向上が必要であると思います。マネジメントのやり方次第では全ての街路樹は景観に配慮する道路に出来るとおもいます。</p> <p>その他に店舗建設後に「看板が見えないから街路樹を撤去」などの要望は受け入れてはいけません。論外</p>	<p>街路樹の機能をより効果的に発揮させるために「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、路線や地域の特性をふまえ、それぞれの道路で求められる機能に応じた適切な管理を行います。</p>	参考

パブリックコメント④

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
10	第3章 取組の視点	多様な主体の連携協力の取組視点で条例第三条にもあるとおり、国との連携協力も必要では。	取組の視点「花とみどりでつなぐ」の説明において、連携・協働する主体として「国」を追記し、条例に定める内容と整合を図りました。 計画の推進にあたっては、国との連携・協働が必要であると考えておりますので、連携を促進できるよう、本県から働きかけを行ってまいります。	P20 反映
11	第3章 実現イメージ	令和6年度から令和9年度の期間に係る本計画については、「土台づくり」との位置付けですが、次期計画や将来計画の-span・スケジュール感が不透明であり、いつまでに条例が「めざす姿の実現」がなされるのかについて、示す必要があるのではないのでしょうか。	本計画は、令和6年度から令和9年度の4年間としており、4年ごとに見直しをする予定ですので、実現イメージの図へ追記しました。 4年間の目標を定めた計画を策定し、取組を進めた結果を検証し、次期計画へ反映するサイクルを重ねることで、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」をめざします。	P21 反映
12	第4章 基本的施策の展開	市町が主体となる場合と県が市町へ支援をする場合があると思われるので、県の欄も含め主体、支援、制度しくみありに分けた色塗りにした方が分かりやすいのでは。	条例では、県、国、市町、県民及び事業者等を主体としています。 このことから、各基本的施策の「取組ごとの主体と支援内容表」では、取組ごとの主体と、県民・事業者への支援内容の有無について記載しています。	参考

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
13	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	<p>(1) 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上 取組2：道路のグリーン化</p> <p>降雨災害リスク軽減につなげるためとして雨水浸透柵の整備ができませんが、グリーンインフラの概念というより、これこそがEco-DRRではないのでしょうか。</p>	<p>雨水浸透柵の整備については、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）につながる効果もあります。まちなかの街路樹の整備の一環であることから、「道路のグリーン化」に分類し、取り組んでいくこととしています。</p>	参考
14	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	<p>街路樹の様々な機能に応じて維持管理を行う必要があるとありますが、維持にコストがかかるのであれば伐採してその後のコストを抑えればよいのではないのでしょうか。</p> <p>7月には四日市で街路樹に車が激突して小さな子供が亡くなる事故もありました。</p> <p>街路樹の維持よりも、道路の白線を引き直したり、道路の凸凹を直したりするなど、安全な道路環境のために労力とコストを割いていただきたいです。</p> <p>条例のパブリックコメントにもこのような意見を出しましたが、特別委員会では全く議論がされませんでした。ほかにも否定的な意見は出ていたと思いますが、全然議論がされていません。県民の意見として申し上げたのに全く議論がされないのであれば、何のためにパブリックコメントをしているのか、県議会の皆さんの姿勢に疑問を感じます。</p>	<p>街路樹には、さまざまな機能があり、道路施設の一部として、その機能を果たしているところです。</p> <p>そのうちの一つには、歩行者を物理的・心理的に車から守るという機能もあります。</p> <p>道路の維持管理の一部として、白線や凸凹と同じく安全な道路管理に努めてまいります。</p>	参考

パブリックコメント⑥

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
15	第4章 基本的施策3 (社会福祉施設)	県立病院等における取組はありますが、社会福祉施設が主でその取組はないのでしょうか。（条例第十一条では「社会福祉施設その他・・・施設」で病院とは書かれていません）	本計画における「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設のほか、その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設として、医療施設や学校等も含まれています。 また、社会福祉施設については、花とみどりを契機とした交流促進や施設の緑化推進につながるよう、施設における花壇の設置・植栽等の活用事例の情報提供に取り組めます。	参考
16	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	花とみどりの文化振興については、学校教育の場でもっと多く自然やみどりの大切さを教えてあげてほしいと思います。環境に無知な世代が作った現状、若い世代には欠かせない教育であり繰り返してはなりません。今後最も大切な教育の一つだと思います。すべての人が関心をもつように。	学校教育において花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動は重要であると認識しており、本計画においても基本的施策5で学校における花育の取組や、花とみどりを活用した教育、花とみどりを活用した教育活動への支援等に取り組めます。	参考
17	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	(2) 花とみどりに関する文化の紹介 取組1：街路樹に親しむためのPR  県内の美しい並木道について情報発信をしますが、それだけで効果があるのでしょうか。そもそも街路樹文化が何か分からないという意見を、条例のパブリックコメントで出していましたが、これも議論がされていません。何のためのパブリックコメントなのでしょうか。	条例では、「街路樹文化」を「街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産」と考えています。 街路樹には良好な景観の形成以外にもさまざまな効用があるため、それらも含めて街路樹PRを行うことで、街路樹に親しみを感じていただけるようにしていきます。	P41 反映

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
18	第4章 基本的施策7 (人材育成等)	<p>(1) 人材の育成・確保 取組2：県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得</p> <p>国家資格取得は人材選定時には有利であることは確かですが、企業にとってもプラスですが、実際に農業、建設業への就職はほとんどありません。そもそも学校受験の段階で将来農業や建設業に携わりたいと思っていない。農業、建設業を目指している人を優先させ、学力だけの判断で可否を決定してはいけないと思います。それが農業、建設業の発展や人材不足解消にもつながるのではないのでしょうか。専門的な学校なため求人が多いという理由で入学がほとんど。資格取得も有効利用できていないと思います。就職後も資格に対する手当が不十分や手当がない企業もあるのではないかと。職員の人材育成も早急に進めてください。街路樹についてですが、不適切な剪定がなされていても指摘が出来ない、良い悪いの判断が出来ないでは監督員は務まりません。検査員についても同様です。</p>	<p>花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成することは重要であると認識しています。本計画においても、花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の確保、技術力向上支援、経営指導に取り組みます。</p> <p>県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、その特性等に応じて適切な維持管理を行います。そのために必要な知識・技術の習得や職員の資質向上に努めます。</p>	参考

パブリックコメント⑧

パブリックコメント（令和5年10月12日～令和5年11月10日） 素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
19	第5章 3 各主体の役割	<p>県内の生産者です。 花みどりの条例ができて、県内で生産する花とみどりを活用すると書いてあったので、期待していました。県庁舎における緑化や植栽の推進とありますが、維持管理がまず書いてあり、あまり積極的に使っていただけるように思えません。県産のものを使っていたるかも分かりません。（62ページに少しだけ書いてありますが本気度が感じられません。） 県の施設や道路でどれぐらい県産のものを使っていたかを書いていただけないでしょうか。</p>	<p>条例第6条において、県産花きの活用に努めることとなっておりますので、県の施設や道路において、県産の花とみどりの活用をより一層進めるため、県の各部署が連携して取り組んでまいります。 また、本計画では、県だけでなく、市町、県民及び事業者においても、花と県産花きを含めた花とみどりを活用する文化が醸成されるよう気運醸成を図ってまいります。</p>	参考
20	第5章 3 各主体の役割	<p>（2）市町の役割</p> <p>県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に取り組めますとか、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めますとかになっていますが、条例第八条では「市町に対し・・・活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする」となっています。整合しているのでしょうか。</p>	<p>市町の役割についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。</p>	P73 反映

パブリックコメント⑨

市町からの意見（令和5年10月11日～令和5年10月25日）素案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	第4章 基本的施策の展開	花とみどりの三重づくり条例において県と市町との協働が位置づけられている中で、基本計画における施策に市町の役割が少ない。本市においても、アダプトプログラムによる地域住民と連携した公園・街路等の緑化・花壇管理等を行っており、他市町においても関連する様々な取組が進められているものと推察される。条例の具現化に当たっては、こうした各市町における取組状況を把握するとともに、これらの取組と連携しながら進めていくことが重要である。	本計画では、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等と連携・協働し、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むこととしています。今後、市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、活動を行う中で、各市町の状況を把握し、計画の見直しの際には、施策に反映してまいります。	P72 反映
2	第4章 基本的施策2 (街路樹等)	街路樹については、財政状況から毎年すべての街路樹に手を入れることは不可能な状態です。通行の支障であったり、枝や根が民地へ越境している樹木が多く、毎年沢山の苦情があり対応に苦慮しています。市が十分管理できていないことから、街路樹を根元から伐採するよう求められることが多々あります。このような中で、本市としては基本計画の管理目標樹形にあるようなエリア一体で樹形や大きさ・高さを整えて主に景観に主眼を置いた管理方法は困難であります。	街路樹の維持管理について、苦慮していることは県も同様です。管理目標樹形は、一帯全ての樹木を同じ形にすることを最終目的とするのではなく、建築限界や官民境界にも配慮しつつ、樹木が健全に育つよう適切な維持管理をし、成長すべき方向に樹形を導いていくためのものであり、これにより越境等も未然に防ぐことができるようになるものと考えます。今後、県の取組について情報共有してまいります。	参考
3	第5章 3 各主体の役割	(2) 市町の役割 市が取り組むこととして記述されているが、県の計画であることから、例えば「市が取り組むことを支援する」「市が取り組むことが望ましい」等の記述とすべきである。	市町の役割についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。	P73 反映

市町からの意見

第1回花とみどりの三重づくり推進会議（11月13日開催）  
における最終案に対する意見への対応一覧

第1回花とみどりの三重づくり推進会議（令和5年11月13日） 最終案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
1	第4章 基本的施策の展開	各基本的施策の項目にある「取組ごとの主体と支援内容」の表には、市町から県民・事業者への支援内容は表現されていないとの認識で良いか。	条例では、県、国、市町、県民及び事業者等を主体としています。 各基本的施策の「取組ごとの主体と支援内容表」では、取組ごとの主体と、県から県民・事業者への支援内容のみを記載しています。	参考
2	第4章 基本的施策の展開	「取組ごとの主体と支援内容」に関して、現時点で支援がなくても県民・事業者の支援内容に「●」が記載されていれば、今後取組を検討する際の根拠となるのではないか。	支援内容を整理したことで、支援内容の有無が明確になりました。支援内容の一覧表を、今後の取組検討時の参考とし、計画の見直しの際に、新たな支援内容が明確になりましたら反映してまいります。	参考
3	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	街路樹に関して、パブリックコメントでは厳しい意見を頂いているが、街路樹を含むみどりを大切にする方向性を示せればと思う。 また、各基本的施策について、最終的にめざす姿や、街路樹であれば機能を発揮した場合の効用等を記載してはどうか。	条例では、「街路樹文化」を「街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産」と考えています。 街路樹には良好な景観の形成以外にもさまざまな効用があるため、それらも含めて街路樹PRを行うことで、街路樹に親しみを感じていただけるようにしていきます。	P41 反映
4	第4章 基本的施策4 (文化の振興)	資料3の番号7に関して、業界としても若い方に花を活用頂きたいと考えている。「若い方々にも魅力ある花を作る」「若い方々も花を買いやすい環境を作る」といった内容をパブリックコメントの対応へ加筆してはどうか。	子どもたちを対象にした花壇づくり等の花育に取り組むとともに、花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や活用事例等に関する情報発信に取り組むことで、若い世代を含む多くの皆さんが、花とみどりにふれあい、花とみどりの効用に対する理解を深めることで、その活用に対する気運の醸成を図ってまいりますので、パブリックコメントへ追記しました。	パブリック コメント 意見⑦の回 答へ反映

第1回花とみどりの三重づくり推進会議①

第1回花とみどりの三重づくり推進会議（令和5年11月13日） 最終案へのご意見

番号	該当箇所	意見	意見に対する対応	対応
5	第5章 1 目標の設定	第5章の「取組の視点」ごとの目標設定数をみると「知る」が7項目、「魅せる」が5項目、「つなぐ」が2項目となっている。一方で、第4章の「取組の視点」に紐づく基本的施策は、例えば「つなぐ」には5項目が紐付いており、目標設定と数が合わない。目標設定と基本的施策に対応関係があるのであれば、教えて欲しい。	取組の視点ごとの目標設定数と取組の視点に紐づく基本的施策数に相関関係はありません。目標によっては、複数の視点に関連するものもありますが、再掲を省略しています。	参考
6	第5章 2 計画の推進体制	この計画は、県民の方に花とみどりをいかに意識付けできるかが重要である。そうした観点から、市民活動団体やボランティア団体の方の意見は大切であるので、委員として参加いただいてはどうか。 また、いなべ市の旧藤原町では、デイサービス事業で花を栽培して、学校や福祉施設の花壇に寄付をする活動をしており、種子費用などは自治体から提供頂いた。高齢者の生きがいづくりにも繋がる。こうした経験から、ボランティアなどの育成は重要であると感じた。	本計画では、県民に花とみどりの意義を改めて認識いただくことが重要であることから、気運醸成に注力して取り組むこととしています。 取組の推進にあたっては、実際に地域で活動しているボランティア団体の方とも連携・協働していく大切であると認識しておりますので、さまざまな場を活用しながら現場の意見をお聞きできればと考えています。 また、いなべ市の旧藤原町の取組も含め、現に市町で行われている取組事例を収集し、情報発信を行うとともに、それを水平展開できるようにしていきたいと考えています。	参考
7	第5章 3 各主体の役割	（2）市町の役割 市町への意見照会では「市町の役割」について、「書きすぎ」といった趣旨の意見と、「書き足りない」といった趣旨の意見が出ている。現在の対応方針は、そのどちらの趣旨にも対応できるとの認識で良いか。	「市町の役割」については、まずは条例に定める内容と整合を図ったうえで、各意見の趣旨をふまえて記述を修正しています。	P73 反映済
8	第5章 3 各主体の役割	【各主体の連携・協働イメージ】 P66の図において、推進会議が三重県に報告するとあるが、これは何を報告するのか。	県と推進会議の関係についての記述を修正し、条例に定める内容と整合を図りました。	P74 反映